

令和5年5月理事会議事録

1 開催日時 令和5年5月29日（月） 15時00分 ～ 15時50分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
専 務 理 事	神 山 浩 一
公 益 代 表 理 事	山 本 光 昭
同	佐 藤 裕 一
保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
同	今 泉 礼 三
同	長 尾 健 男
同	天 野 勝 司
被 保 険 者 代 表 理 事	古 川 大
同	寺 田 正 人
同	小 林 司
診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
同	長 島 公 之
同	松 本 純 一
同	遠 藤 秀 樹
公 益 代 表 監 事	塔 下 和 彦
保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
被 保 険 者 代 表 監 事	新 谷 信 幸
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	山 崎 章 一
参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議 事

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴う支払基金の対応（支払基金定款の一部変更等）（案）

2 報告事項

- (1) 事業継続計画（BCP）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の5類移行
- (3) 令和5年度委託金の状況

- (4) 令和4年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況
- 3 定例報告
 - (1) 令和5年3月審査分の審査状況
 - (2) 令和5年4月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和5年4月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

それでは定刻となったのでただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として天野理事、小林理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の福田理事が欠席である。この結果、本理事会は理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、15名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

最初に、議題「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴う支払基金の対応（支払基金定款の一部変更等）（案）についてお諮りをする。事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴う支払基金の対応として、

- 出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化に伴う出産育児一時金処理システムの改修
 - 出産育児支援金等の新設による高齢者システムの改修
 - 前期高齢者納付金の算定方法の変更による高齢者システムの改修
 - 医療費適正化に資する業務の追加による支払基金定款の一部変更
 - 退職者医療制度の廃止による関係業務の精算
 - 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に伴うオンライン資格確認等システムの改修
- について説明。

(理事長)

ただいまの「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等一部を改正する法律」の成立に伴う支払基金の対応について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

今回の支払基金に関連する法律改正、スライド8、9の部分であるが、医療費適正化計画5年度で各都道府県による計画を、また新しい6年度計画策定の準備をするということになっているので、それに資する目的、理念、業務と追加をされて、これから取り組んでいくということは、私ども保険者としても、大変ありがたい業務だと思っている。

現在もNDBの管理運営を委託されて動かしているのですが、それを厚生労働省保険局で直接行っていた時代からいろいろ分析されたものをオープンデータセットの形で、外から我々も見られるような形で示していただいていたと思う。これをこれから都道府県の策定に資するためのものとして示されていくのだろうと思うが、その都道府県の保険者協議会の場では、市町村と都道府県の国保の代表と、協会けんぽの支部の者、半々ぐらいの加入者を抱えている。健康保険組合関係の皆さんもいる。これから法律改正で医師会の皆さんにも議論に参画をいただくというようなことになっていると思う。協会けんぽとしても各支部から内部で分析できる事業所ごとの課題の分かるようなデータをしっかり分析して、その地域の特性をよく踏まえた発言をしていきたい。保険者協議会の場でも協会けんぽとして資料を提供したいと思うが、支払基金においても地域を分析した資料をオープンデータセットのような形で保険者にもわかるようにお示しをいただけるものと思っております。

(事務局)

仰るとおりであり、先ほどもご説明させていただいた、また理事からも今ご指摘をいただいたように、今般の法改正で各都道府県ごとの医療費適正化計画の項目を充実する法改正を行っているが、その一環がこの支払基金法の改正で、各都道府県ごとの医療費適正化計画の策定、あるいはその評価に資するようなレセプト情報の分析を、今後一層、支払基金のほうでしっかりやっていくということが法改正の趣旨だと考えているので、現時点においてもオープンデータベースの形で公表を行っているものはあるが、今後引き続いて都道府県ごとの地域の特性を踏まえた分析、あるいは情報提供をしっかり行っていきたいと思う。ぜひ、保険者の皆様方との連携なども、よろしくお願い申し上げます。

(保険者代表理事)

我々も今、保険者協議会の中央保険者協議会という場で国保中央会と一緒に議論もしているが、ぜひ国保の方でもしっかりデータ分析をして示していただいて、ぶつけ合っていこうということを行っている。その地域に根差した医療費の適正化を行政、医師会の皆様とともにやっていかなければいけないと思っている。我々は外にそのまま出せないものも多いが、分析した結果で共有できるものは、その地域で保険者協議会の場で共有をしていきたいと思う。ぜひ、また協力関係をよろしくお願い申し上げます。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、本日の説明の中で申し上げると、スライド8、9のところで説明をさせていただいた支払基金定款の変更について、議決を取りたいと思う。

支払基金の定款の変更について、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

続いて、報告事項(1)事業継続計画（BCP）について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

事業継続計画（BCP）について、支払基金事業計画（BCP）の構成、初動対応、業務処理の重要業務を説明。

(理事長)

事業継続計画について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

ただいまのご説明のなかで、これからも引き続き関係者と協議してブラ

ッシュアップしていくというご発言があったが、それに関連して申し上げる。

スライド20に不足資金の確保とあるが、本件についてはここに記載されているとおり、必要なルールは協議すべき関係者と事前に協議し決定頂ければよいかと思うが、ルールとして定める項目にはどのようなものがあると考えられているのか、またスケジュール感はどのようなになっているのか等、現時点でご説明頂ける内容があれば教えて頂きたい。

(事務局)

スライド20の不足資金の確保のやり方についての事前の協議、あるいはルール、これについて、いつ頃までに決めていくことを考えているか、あるいはルールの内容をどのようなことを想定しているかというご質問だったかと思う。

ご指摘があったように、最近も地震が頻発しているという状況の中で、我々も、いつこういう大きな災害が来ても対応していかなければいけないという緊張感を持って、今回BCPを定めたということなので、当然このような、まだ協議事項、調整事項が残っているということについては、しっかり緊張感を持って、早期にこれについては協議をしていかなければいけないと考えている。

まだBCPができたばかりで、あと、この協議の進め方については、厚生労働省との相談は既に始めさせていただいている。この不足資金の在り方についても、いろいろな選択肢、制度的なところも含めて、厚生労働省に入ってもらって、そこにリーダーシップをとってもらう形で、しっかりした制度の見直しというようなことも必要であれば、そういうことも視野にしっかり協議をしていきたいと我々ども考えている。厚生労働省にもそのようにお願いをしている。

その内容について、厚生労働省とすり合わせをしている最中であるが、現時点で我々と厚生労働省と話している内容を申し上げますと、今回、首都直下に加え、南海トラフといったような大きな震災も想定をしている。その震災が起こった場合に、どれぐらいの規模の財政的な確保ということが必要になるのか、その財政規模に応じて、どのような財源というものを使っていき得るのかというようなことについて、繰り返しになるが、いろいろな選択肢について、制度的な見直しの可能性ということも含めて、早期に検討していこうと、調整していこうという話をさせていただいているところである。

具体的なスケジュールについて、今、明示できる状況ではないが、できる限り早く、そのような調整を開始し、結論を得ていきたいと考えているところである。

(保険者代表理事)

緊急時の対応としてルール化しておくことは非常に大切なことであり、保険者としても、十分協議に入らせて頂きたい。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(理事長)

ご意見に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、先ほど申し上げたように、今後、具体的な業務の細部を詰め、資金の確保についての協議を進めていきたいと考えている。

続いて、報告事項(2)新型コロナウイルス感染症の5類移行について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

新型コロナウイルス感染症の5類移行について説明。

(理事長)

ただいまの新型コロナウイルス感染症の5類移行について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

今年の2月に予算を議決いただいた際にも、このようなリスクがあるという事は申し上げていたところであるが、現実に5類に移行して、このような減収の見込みになったということである。

続いて、報告事項(3)令和5年度委託金の状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年度委託金の状況について説明。

(理事長)

ただいまの令和5年度委託金の状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、報告事項(4)令和4年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況について説明。

(理事長)

ただいまの令和4年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、定例報告に入る。

最初に、定例報告(1)令和5年3月審査分の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年3月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

令和5年3月審査分の審査状況について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、定例報告(2)令和5年4月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年4月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

令和5年4月審査分の特別審査委員会審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)令和5年4月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である今泉理事、遠藤理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

全体を通じて、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、6月26日の月曜日、午後3時から開催をする予定としているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和5年5月29日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 天 野 勝 司

被 保 険 者 代 表 理 事 小 林 司